生駒市規則第32号

生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の育児休業等に関する規則(平成4年4月生駒市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「同項に規定する」を削り、「第6条の4第1号」を「第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号」に改め、「当該児童を」及び「若しくは同号に規定する養子縁組里親である者」を削る。

第2条の3の次に次の1条を加える。

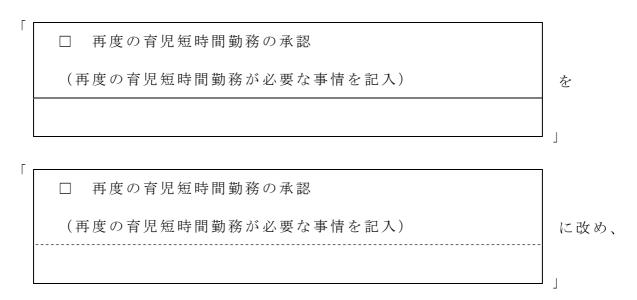
(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について 準用する。この場合において、前条第1号中「1歳に達する日(以下「1歳到 達日」とあるのは「1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」と、同 条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるもの とする。

第4条第1項中「原則として」を削り、「掲げる場合」の次に「又は条例第2条の4の規定に該当する場合」を加える。

様式第2号中「又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」を「、非常 勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休 業」に改め、同様式の記入上の注意(1)中「出生届受理証明書等」を「出生届受 理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行す る事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改め、同様式の記入上の注意(2)中「非常勤職員の」を削り、「をいう」を「をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう((5)において同じ。)」に改め、同様式の記入上の注意(5)中「又は1歳6か月までの子の育児休業」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に改め、「(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削る。

## 様式第4号中



同様式の注(1)中「出生届受理証明書等」を「出生届受理証明書又は養子縁組届 受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童 相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改める。

様式第5号の注(1)中「戸籍謄(抄)本、住民票の写し等」を「官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。